

村岡地区郷土づくり推進会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、藤沢市郷土づくり推進会議設置要綱（平成25年4月1日施行、以下「要綱」という。）に定めるもののほか、村岡地区郷土づくり推進会議（以下「推進会議」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(通称)

第2条 要綱第2条第2項に規定する推進会議の通称は、「村岡いきいきまちづくり会議」とする。

(意見の集約)

第3条 要綱第3条第1項第1号に規定する意見の集約は、次のいずれかの方法により行うものとする。

(1) 地区全体集会

(2) 地区内アンケート

(3) 前2号に掲げる方法のほか、村岡地区の実情に即し、推進会議が適当であると認める方法

(組織)

第4条 要綱第4条に規定する推進会議委員の人数は、35人以内とする。ただし、要綱第5条第1項第1号に規定する委員（以下「公募委員」という。）については10人以内、要綱第5条第1項第2号に規定する委員（以下「地域団体推薦委員」という。）については、別表に定める地域団体から推薦された25人以内の委員をもって組織する。

(委員の再任回数)

第5条 要綱第6条第3項に規定する委員の再任回数は、次のとおりとする。

(1) 公募委員の再任回数は1回に限る。

(2) 地域団体推薦委員の再任回数は制限しない。

(役員等)

第6条 要綱第7条第2項に規定する副議長及びその他の役員的人数は、次のとおりとする。

(1) 副議長 2人

(2) 書記 2人

2 書記は、推進会議の会議を記録する。

(会議の傍聴)

第7条 要綱第8条に規定する会議の傍聴に関して必要な事項は、推進会議の決定に基づき市長が別に定める。

(部会)

第8条 推進会議には、要綱第11条第1項の規定に基づき次の部会を置く。

(1) 安全安心部会

(2) ふれあい部会

(3) 広報部会

(4) 前3号に掲げるもののほか、推進会議が必要と認める部会

2 部会には部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。

3 部会長は、部会の運営上必要があると認めるときは、部会の構成員以外の者を会議に出席させ、説明、助言、資料の提出及びその他の協力を求めることができる。

(委員選考委員会)

第9条 市長は、委員の任期が満了する3月前までに、推進会議が選任する者によって構成する公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置しなければならない。

2 選考委員会の組織並びに公募委員の募集及び選考に関して必要な事項は、推進会議の決定に基づき市長が別に定める。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議の決定に基づき市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年5月13日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

番号	地 域 団 体 の 名 称
1	村岡地区自治町内会連合会
2	村岡地区社会福祉協議会
3	村岡地区交通安全対策協議会
4	村岡地区防犯協会
5	村岡地区生活環境協議会
6	村岡地区青少年育成協力会
7	村岡地区民生委員児童委員協議会
8	村岡地区老人クラブ連合会
9	村岡地区内社会体育振興協議会